

福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年8月21日)

[件名]

- | | |
|--|---|
| 1 第1回鳥取県減災目標等策定委員会の開催結果について
(防災チーム) | 1 |
| 2 災害時要援護者利用施設の土砂災害防止緊急対策について
(防災チーム、福祉保健課) | 2 |
| 3 8月9日～10日の大雨による被害状況について
(防災チーム、福祉保健課) | 3 |
| 4 平成21年台風第9号被害に係る兵庫県への鳥取県職員災害
応援隊の派遣について(危機管理チーム) | 4 |
| 5 新型インフルエンザの医療体制の変更について
(危機管理チーム、健康政策課) | 6 |

防 災 局

第1回鳥取県減災目標等策定委員会の開催結果について

平成21年8月21日

防災チーム

地震災害による被害の軽減を図ることを目的として地震防災対策の減災目標の設定や当該目標を達成するための行動計画（アクションプラン）の策定に向けて必要な事項を検討するため、下記のとおり第1回の鳥取県減災目標等策定委員会を開催しました。

記

1 開催日時 7月23日（木）午後1時30分から3時30分まで

2 開催場所 県災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）

3 議事

（1）検討の進め方及びスケジュールについて

（2）鳥取県で想定される地震被害について

（3）減災目標について

4 委員

分野	役職	氏名	出欠
地震対策	放送大学鳥取学習センター所長	西田 良平（にしだ りょうへい）	出席
地震対策	鳥取大学大学院工学研究科教授	香川 敬生（かがわ たかお）	出席
地震対策（地盤）	鳥取大学大学院工学研究科教授	藤村 尚（ふじむら ひさし）	出席
火災対策	関西学院大学総合政策学部教授	室崎 益輝（むろさき よしてる）	出席
建物被害対策	鳥取環境大学建築・環境デザイン学科教授	渡邊 一正（わたなべ かずまさ）	出席
防災政策	京都大学経営管理大学院教授	小林 潔司（こばやし きよし）	欠席

※委員の互選により西田委員を会長に選出

5 協議結果

【策定の趣旨】県・市町村、関係機関、住民等が定めた一つの目標（減災目標）の達成に向けて、計画期間内に取り組む対策について、減災の効果を勘案しながら「施策の選択と重点化」と体系的整理を図り、関係者の個々の取組みの充実強化や相互の連携を進めるために策定するものであることを確認。

【想定する被害状況】平成14～16年度に調査した被害想定をベースにして可能な範囲で新たな知見や状況変化などに伴う見直しをかけたものとすることを確認。

【対象地震】鹿野・吉岡断層、倉吉南方の推定断層、鳥取県西部地震断層とすることを決定。

【策定スケジュール】年度内策定を目指すが、検討状況やパブリックコメントなどにより翌年度5月、6月へずれこむこともあるという前提で今後検討を進めることを確認。

【減災目標】想定される被害などを見極めたうえで設定することを決定。

【会議で出た主な意見】

- ・例えば、地震時の火災などは県民の協力があれば限りなくゼロに近づけることも可能。策定するアクションプログラムは行政の姿勢とともに県民と一緒に頑張りましょうというメッセージを出すことも重要。
- ・鳥取の特殊事情（気候、建物の工法、道路状況、鳥取県における地震被害の特徴など）を十分に考慮してアクションプログラムを策定していくべき。
- ・地盤やコミュニティの問題のような地震被害の連鎖を食い止めるための対策を重視すべきではないか。

災害時要援護者利用施設の土砂災害防止緊急対策について

平成21年8月21日
防災チーム
福祉保健課

平成21年7月中国・九州北部豪雨により山口県防府市で発生した災害時要援護者利用施設（以下「施設」という。）での土砂災害を踏まえ、各市町村に土砂災害警戒区域内の施設の警戒避難体制の徹底について依頼するとともに、該当施設の把握を行うこととしました。

さらに、土砂災害警戒区域内の施設の避難計画の作成を推進するため、避難計画作成の基本的な考え方や留意事項等を取りまとめた新たな「避難対策指針」の作成に向けて取り組むことを県・市町村で合意しました。

1 指針作成の進め方

（1）施設・市町村への現状調査の実施

土砂災害警戒区域内の全施設を対象とした土砂災害対策に対する現状調査を、施設及び市町村に対して実施し、土砂災害対策の現状や課題、要望等を把握

（2）モデル施設の選定・避難対策の具体検討

調査結果から3つ程度のモデル施設（高齢者利用施設、障害者利用施設、医療提供施設から各1施設）を選定し、モデル施設における具体的な避難対策の検討を進め、その検討結果等を指針に反映

（3）関係機関による検討会の開催

市町村・県担当課（防災チーム、福祉保健課、治山砂防課）、モデル施設担当職員で構成する検討会を適宜開催。必要に応じてアドバイザー（専門家等）の参加も検討

【指針に盛り込む内容】

① 情報伝達内容・伝達体制の検討

施設に対して、いつ・どのような情報を・どのような手段で伝達すべきか検討

② 個々の施設の避難判断の検討

施設状況（斜面の状況、立地条件など）に応じたきめ細やかな避難判断基準の検討

③ 伝達情報に応じた対応の検討

情報に応じた具体的な施設の対応検討（警戒情報で原則避難を開始するなど）

④ 避難場所の設定

土砂災害の危険性の高い状況における具体的な避難場所、避難経路を検討

⑤ 避難方法の検討

避難行動に要する人員や資機材等の検討、避難行動に要する時間の試算

また、屋外避難ができない場合などの緊急措置の検討

2 取組のスケジュール

平成21年8月～10月

土砂災害警戒区域内の全施設を対象とした現状調査の実施

モデル施設の選定

第1回検討会の開催

- ① 現状調査結果の概要
- ② 施設の避難対策の検討に当たっての留意点
- ③ 市町村の避難判断基準・情報伝達体制
- ④ モデル施設の避難計画の作成 など

モデル施設における避難計画の作成

（モデル施設に係る具体的な避難判断基準の検討）

第2回検討会の開催

- ① モデル施設での避難計画作成の概要
- ② 避難計画作成に当たっての課題の整理
- ③ 施設の避難対策指針（案）
- ④ 市町村の避難判断基準・情報伝達指針 など

避難対策指針（施設・市町村）の公表

個々の施設への働きかけ（平成22年出水期までを目途）

指針に応じた県・市町村の体制・計画の見直し（〃）

8月9日～10日の大雨による被害状況について

平成21年8月21日
防災チ一ム
福祉保健課

平成21年8月9日～10日の大雨によって、県内では人的被害・住家被害はありませんでしたが、公共交通機関の運行に大きな影響等が出ました。

1 主な被害状況（平成21年8月18日現在）

- (1) 人的被害・住家被害 なし (2) 避難 なし (避難勧告等の発出、自主避難ともなし)
- (3) 農業被害 智頭町で農地・農業用施設の法面崩壊等(21箇所)が発生
- (4) 道路通行規制

区分	路線名	被災場所	被災状況	通行規制の状況
県内	(主)津山智頭八東線	智頭町口宇波	土砂崩落	全面通行止 (8/10 07:45) → 全面解除 (8/11 11:00)
	(国)53号線	智頭町市瀬	土砂流出	片側交互通行 (8/10 03:25) → 全面解除 (8/10 14:30)
県外	(国)29号線	兵庫県波賀地内	土砂崩落	全面通行止 (8/10 01:00) → 片側交互通行 (8/11 12:30)
	(国)373号線	兵庫県佐用地内	土砂崩落	全面通行止 (8/9 21:00) → 片側交互通行 (8/10 14:00)
中国自動車道	兵庫県～岡山県	—	—	全面通行止 (8/9 19:55) 下り：福崎IC～津山IC 上り：津山IC～山崎IC → 全面解除 (8/10 17:30)

（5）公共交通機関

区分	運休等の状況
鉄道	【スーパーはくと】 8/10運休（全便・全区間） 8/11～一部区間バス代行で運行（8/11大原～久崎間、8/12～大原～平福間） 【スーパーいなば】8/10～全便・全区間運休 【普通・快速】 鳥取～津山間（JR因美線）：8/10バス代行輸送で対応、8/11～平常運行 大原～上郡間（智頭線）*: 8/10, 11運休、8/12～バス代行輸送で対応
高速バス	8/10 鳥取～大阪・京都線は運休、その他の便も一部ルート変更し運行 8/11～12 鳥取～大阪・京都線は一部ルート変更し運行 8/13～平常運行（但し、8/11駿河湾を震源とする地震により一部ルート変更等の影響あり） ※ 智頭線の全列車は、8/30（日）始発から平常運行となる見込み

2 県の対応状況等

日時	主な気象情報の内容	県・市町村の体制等
8/9 09:50	【発表】大雨注意報（八頭地区ほか）	09:50 【県】注意体制
16:35	【発表】大雨警報（八頭地区）	16:35 【県】警戒体制1 17:00 【智頭町】災害警戒本部設置
23:23	【発表】土砂災害警戒情報（若桜町）	23:23 【県】警戒本部設置（警戒体制2）
8/10 01:48	【発表】" (智頭町)	23:50 【若桜町】災害対策本部設置
06:20	【解除】土砂災害警戒情報（若桜町、智頭町）	06:20 【県】警戒本部解散（警戒体制1）
13:45	【解除】大雨警報（八頭地区）	13:45 【県】注意体制 17:00 【智頭町】災害警戒本部解散
20:50	【解除】大雨注意報（八頭地区）	20:50 【県】注意体制解除 8/11 12:00 【若桜町】災害対策本部解散

※ 市町村の体制については、土砂災害警戒情報発表市町村のみ記載
風水害に伴う県災害警戒本部設置は本年度2回目（前回設置は7/19の大雨）

【参考】雨の状況

8日23時から10日14時までの主なアメダス地点の降水量は次のとおり（単位 ミリ）
智頭町智頭 155.5、若桜町若桜125.0、鳥取市佐治89.5、岩美町宇治82.0

3 その他

- (1) 今回、大雨による著しい被害を受けた兵庫県及び岡山県に対して、平成21年8月18日、見舞金を両県に30万円ずつ鳥取県東京本部を通じて贈呈しました。
- (2) 平成21年7月中国・九州北部豪雨で甚大な被害を受けた山口県にも、見舞金30万円を7月31日に鳥取県東京本部を通じて贈呈済みです。

平成21年台風第9号被害に係る兵庫県への鳥取県職員災害応援隊の派遣について

平成21年8月21日
危機管理チーム

今回甚大な被害を受けた兵庫県佐用町及び宍粟（しそう）市から、兵庫県を通じて支援の要請があつたことを受け、次のとおり職員災害応援隊を派遣しました。

1 佐用町への派遣

- (1) 活動内容 仮設トイレの搬送・組み立て 5地区計88個（うち70個程度設置）
(2) 派遣職員 県職員災害応援隊ほか38名
(3) 派遣期間 8月13日（木） 1日間
(4) 派遣場所 兵庫県佐用町上月

2 宍粟市への派遣

- (1) 活動内容 集積ゴミの分別・搬出
(2) 派遣職員 県職員災害応援隊ほか44名
(各県土整備局より作業車延べ6台も動員)
(3) 派遣期間 8月14日（金）～16日（日） 3日間
(4) 派遣場所 兵庫県宍粟市一宮町

<参考> 鳥取県職員災害応援隊の概要

1 構成

予め登録した県職員の志願者で構成（現在登録者数301名：目標登録者数550人）

2 活動内容

市町村等の行う次の災害応急・復旧応援活動の補助
・被災者の救出 ・障害物の除去（瓦礫の撤去等）
・屋根のシート張り ・その他必要な活動（物資輸送、避難所の運営支援等）

3 訓練・研修の実施

隊員は救急法、統制訓練等各種訓練・研修により必要な技能を習得
(今年も8月5日～7日に西部・中部・東部の隊員に対し、訓練を実施。)

4 これまでの活動実績

期日	災害名	派遣先	派遣隊員数	業務内容
平成16年9月30日 ・10月1日	台風21号災害	智頭町市瀬地区	延べ96名	住宅内の流入土砂の撤去など
平成19年7月25日 ～7月28日	新潟県中越沖地震	新潟県柏崎市	延べ11名	家屋の片付け・清掃、荷物の移動、ごみの分別や片付け、避難所支援

職員災害応援隊の活動状況

【8月13日：兵庫県佐用町】



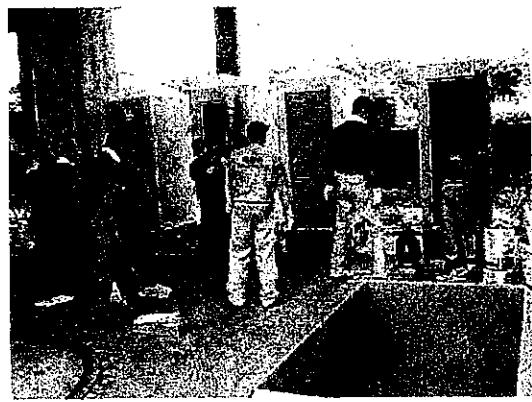
洪水発生時の高水位と思われる跡



道路脇には周辺家屋から搬出された廃材や汚泥等が山積されている状態



＜仮設トイレ（組立前）の配達＞
梱包された状態で設置予定地まで搬送し、現地で組み立てる。



＜仮設トイレの組み立て＞
鳥取県備蓄のものとタイプが異なるため、当初は時間を要したが、次第に慣熟し、1基あたり15～20分程度で組み立てる。

【8月14日：兵庫県宍粟市】



市内一宮町のゴミ集積場でゴミの分別にあたる。



（同上）



ゴミ搬出のため、木材関係のゴミを積み込む。



現場の廃材(乳母車)を台車代わりに使用して重量物を運搬する。

新型インフルエンザの医療体制の変更について

平成21年8月21日

危機管理チーム

健康政策課

1 感染状況

(1) 概況

今回の新型インフルエンザについて、県内では7月下旬以降、海外渡航歴のない感染事例が急激に増加し、学校での集団感染が複数発生するなど、感染者数が増加している。

国外では、冬を迎えたオーストラリア等の南半球の国々において感染者数が著しく増加しており、わが国においても、秋冬に向けて感染拡大の第2波が危惧される。

8月9日現在、国内では1,066件の新型インフルエンザの集団発生が確認されており、8月15日には国内初の死亡例が報告された。基礎疾患がある人等は注意を要するが、多くの患者の症状は季節性インフルエンザと大差なく、引き続き、手洗い、うがい、咳エチケットの予防策が大切である。

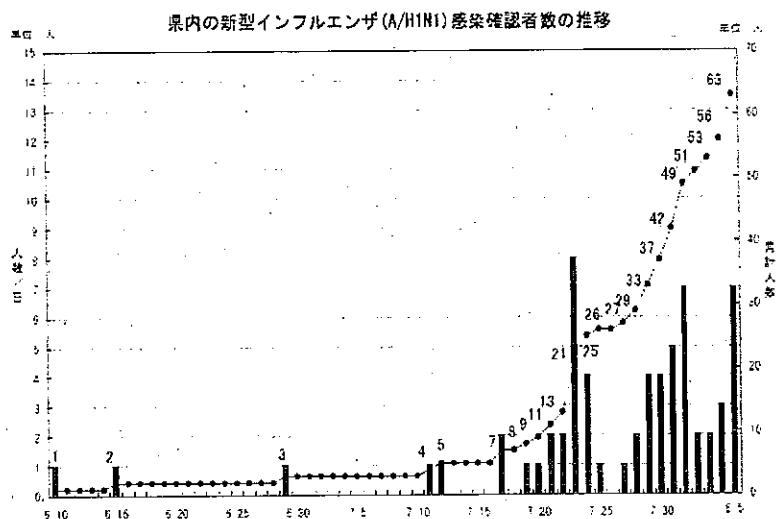
(2) 感染確認者数等(8月16日現在)

ア 県内の感染確認者

確定患者70名、疑似症患者20名

イ 集団感染事例

1	7月22日	鳥取中央育英高校	確認患者8名、疑似症患者3名
2	7月24日	米子市内事業所	確認患者2名
3	7月28日	西部地区内クラブ活動	確認患者1名、疑似症患者3名
4	8月1日	境港市内事業所	確認患者2名
5	8月5日	倉吉東高校 部活動	確認患者1名、疑似症患者5名
6	8月7日	倉吉東高校 部活動	確認患者1名、疑似症患者3名
7	8月13日	米子北高校 合宿	確認患者1名、疑似症患者3名
8	8月16日	後藤ヶ丘中学校 部活動	確認患者2名、疑似症患者2名
9	8月16日	鳥取大学医学部 部活動	確認患者1名、疑似症患者1名



2 医療体制の変更

(1) 新たな対応

全ての患者を把握して感染拡大を封じ込めようとしても、効果が上がらなくなっているため、県では、8月6日より個別対応から集団感染の拡大防止に対策の重点を移行し、医療機関において（新型）インフルエンザへの感染が疑われる場合には、基本的に新型インフルエンザ患者とみなして自宅療養等を指導してもらうこととした。これに伴い、遺伝子増幅検査（PCR検査）は、集団感染が疑われる場合等に限定して行うこととした。

<基本的考え方>

- ・秋から冬にかけて、感染の急速な拡大と大規模な一斉流行を抑制するため、学校・保育施設等の集団施設での早期探知（クラスターサーベイランス）などにより、感染拡大の端緒を早期に把握する。
- ・定点医療機関からウイルスを採取して解析する病原体サーベイランスを実施し、ウイルスの性状変化を早期に探知する。

県民、事業者に対しても、ちらしを作成し、今回の集団感染の拡大防止等に重点をおいた新しい体制への移行について広報した。

7月24日には感染症法施行規則が改正され、新型インフルエンザ患者の届出方法が変更になっている。それにより、これまで診断されたすべての人の届出が医師に義務付けられていたが、施設内で患者が複数認められるなど集団的な発生がある場合のみ届出を行うことになった。

(2) これまでの対応

5月15日の国内発生以降は、総合発熱相談センターに相談の上で発熱外来を受診し、そこでの迅速検査がA型陽性等で新型インフルエンザへの感染が疑われる場合には県衛生環境研究所でPCR検査を実施し、感染が確認された場合は入院してもらうこととしていた。

しかし、6月下旬より軽症者については自宅療養に切り替え、7月21日からは、今後の患者数の増大に対応するとともに、重症患者に対して適切な医療を提供できるようにするため、外来協力医療機関の協力を得て受診できる医療機関を拡大した。また、学校や福祉施設の休校等についても、複数の患者が発生したときに限り行うこととした（それまで一人でも発生したら対応することとしていた。）。

※参考

- ・集団感染が疑われる場合とは、10人以上の学校・施設、事業所等で、1週間以内に2名以上の患者発生があった場合
- ・疑似症患者とは、臨床的に新型インフルエンザに感染していることが強く疑われる者

(添付資料)

- ・県民の皆様へ新型インフルエンザに関する鳥取県からのお知らせ
- ・事業者の皆様へ新型インフルエンザに関する鳥取県からのお知らせ
- ・イベント主催者や施設管理者の皆様へ新型インフルエンザに関する鳥取県からのお知らせ
- ・新型インフルエンザ（A/H1N1）にかかる自宅療養の手引き

新型インフルエンザに関する鳥取県からのお知らせ

～8月6日から集団感染の拡大防止等に重点をおいた新しい体制に移行します～

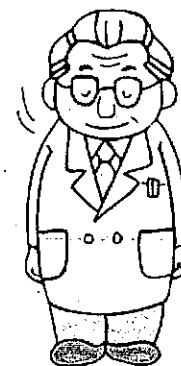
現在、世界各地で感染が拡大している新型インフルエンザ（A/H1N1）。多くの方は軽症で、季節性のインフルエンザと同様に自宅療養により順調に回復されていますが、8月になった現在でも感染は拡大し続けています。

このため、全ての患者を把握して感染拡大を封じ込めようとしても、効果が上がらなくなっていますので、県としては対策の重点を、個別的な感染拡大防止から、大流行の引き金となる集団感染の早期発見・拡大防止対策へと移行するなど、集団での感染拡大防止の取組みを強化します。さらには、特に、重症化するおそれのある方への対応も強化していきます。

【集団感染の拡大防止等に重点をおいた新しい体制】

新型インフルエンザについては、今後、次のように対応することとします。

- ① 医療機関において、インフルエンザへの感染が疑われる場合には、基本的に新型インフルエンザ患者とみなして、自宅療養の指導をしていただきます。
- ② 新型インフルエンザ患者（とみなされた方）の家族や職場の方等に対しては、その患者本人等を通じて、健康観察や不要不急の外出自粛等の協力を要請します。
- ③ 学校・福祉施設や概ね 10 人以上の事業所等においては、複数の患者発生等があった場合、福祉保健局へ連絡し対応を相談していただくようお願いします。
- ④ 事業者やイベントの主催者・集客施設の管理者に対しては、集団感染を防止するため、一層の注意を呼びかけます。
- ⑤ 研修会や各種広報などを通じて、感染予防策の啓発を行っていきます。
- ⑥ 重症化するおそれのある基礎疾患のある方や妊娠している方などに対しては、特に注意を呼びかけます。
- ⑦ 広域的な感染拡大を防止するため、近隣の県との連携・協力も強化していきます。



県民の皆様には、新型インフルエンザの治療（基本的には通常のインフルエンザと同じです）は、今後も適切に受けられますので、インフルエンザの予防策の徹底に心がけながら、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いします。

なお、新体制への移行に伴い、今後は、集団感染が疑われる場合や重症者が入院する場合に限って遺伝子検査を実施することとします。

【医療機関を受診される際のおねがい】

新型インフルエンザに感染している方がいきなり病院等に行くと、待合室などで感染を広げてしまうおそれがあります。

発熱や呼吸器症状（咳・のどの痛み・鼻みずなど）が現れ、病院等を受診しようとされるときは、まずはかかりつけ医または総合発熱相談センターに電話で相談してください。新型インフルエンザを診療できる医療機関（外来協力医療機関）をご案内します。

また、基礎疾患のある方や妊娠している方は、かかりつけの医師に事前に必ず連絡して、受診方法を確認してから受診してください。

（参考）鳥取県の外来協力医療機関 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=102717>



（裏面もご覧ください）

(平成 21 年 8 月 5 日)

患者さんご自身のため、また地域のみなさんに広げないために、御協力をお願いします。

(1) 受診するときは、以下のこと気に付けていきましょう

- ・受診する医療機関へ事前に電話をしてください。
- ・マスクをつけて行きましょう。
- ・なるべく他の人の接触を避けるようにしましょう。
- ・医療機関で処方箋を交付された場合も、薬局に事前に電話をし、マスクをつけて行きましょう。

(2) インフルエンザと診断されたときは

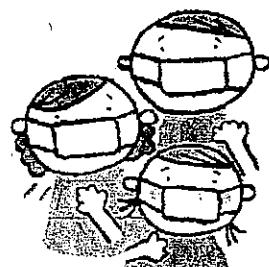
- ・医療機関で、新型インフルエンザに感染しているとか、その疑いが強いと診断されたときは、感染拡大を防止するため、家庭や学校・職場等で最近身近にいた人に対し、健康観察や不要不急の外出自粛等をお願いしてください。また、学校や職場の責任者の方に、そのような診断を受けたことを直ちに報告してください。

(3) 感染予防の徹底をしましょう

- ・新型インフルエンザの予防には手洗いやうがいなど、通常のインフルエンザと同様の予防策が有効です。
- ・咳やくしゃみなどの症状がある場合は、「咳エチケット」に心がけましょう。

咳エチケットとは・・・

- * 咳・くしゃみなどが出るときはマスクをする。
- * マスクがないときは…
 - ・咳・くしゃみをするときは、ハンカチやティッシュなどで口・鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1~2メートル以上離れる。
 - ・汚れたティッシュはすぐにふたつきのゴミ箱に捨てる。
 - ・ティッシュなどがないときは、口を前腕部(袖口)で押さえて極力しぶきが飛び散らないようにする。
 - ・咳やくしゃみのときに口・鼻を押された手は、ていねいに洗う。



(4) ご不明な点は総合発熱相談センターへ

名 称	電話番号	ファクシミリ
東部総合事務所福祉保健局(鳥取保健所)	0857-22-5100	0857-26-8143
中部総合事務所福祉保健局(倉吉保健所)	0858-22-7006	(県庁健康政策課)
西部総合事務所福祉保健局(米子保健所)	0859-31-5800	

* 聴覚障害のあるかたで希望されるかたはファクシミリでの相談も受け付けます。

鳥取県のホームページ「とりネット」に最新情報を掲載しています。

とりネット「鳥取県の新型インフルエンザ対応」
アドレス:<http://www.pref.tottori.lg.jp/influenza/>

鳥取県

事業者の皆様へ 新型インフルエンザに関する鳥取県からのお知らせ

7月半ばより、県内でも新型インフルエンザの感染者が毎日のように確認されており、最近では、事業所における集団感染事例も相次いで発生しています。集団感染は大流行の引き金になるものであり、今後、インフルエンザの流行期を迎えるに当たり、極力抑制しておく必要がありますので、事業者の皆様は、次のような点に十分注意して、新型インフルエンザの感染拡大防止にご協力ください。

1 従業員が感染したら

- (1) 新型インフルエンザに感染した(疑いが強い)方には、出勤を控えさせ、自宅で療養させてください。
- (2) 感染した方に発熱等の症状が出た日の前日以降に、その方と職場等で接触が多かった方(濃厚接触者)については、発熱・体調不良などがあるようなら出勤を控えて外来協力医療機関を受診するよう指導してください。
- (3) 健康に特に異常のない方については、濃厚接触者であっても、原則として出勤を控えさせる必要はありませんが、接客業務等が中心の職場では、濃厚接触者の業務について十分に配慮してください。
- (4) 感染した方が短期間(概ね 1 週間)の内に複数発生したときは、職場での集団感染を防止するため、すぐに保健所へ相談してください。(連絡先は、下の表をご覧ください)

2 職場での感染防止策

- (1) 発熱・咳等の症状のある従業員には、早めに産業医・かかりつけ医または総合発熱相談センターに電話で相談の上、新型インフルエンザを診療できる医療機関(外来協力医療機関等)で診察を受けるよう勧めてください。
なお、新型インフルエンザに感染している(疑いが強い)と医療機関で診断されたときは、直ちに報告するよう従業員に周知徹底しておいてください。
- (2) 入り口等には、速乾性アルコール消毒剤を設置し、職場の換気は、まめに行うようにしてください。
- (3) 従業員に対して、感染予防に関する研修等を実施し、うがい、手洗い、咳エチケットの励行などを指導してください。

総合発熱相談センター及び保健所

名 称	電話番号	ファクシミリ
東部総合事務所福祉保健局(鳥取保健所)	0857-22-5100	0857-26-8143 (県庁健康政策課)
中部総合事務所福祉保健局(倉吉保健所)	0858-22-7006	
西部総合事務所福祉保健局(米子保健所)	0859-31-5800	

外来協力医療機関は、以下のアドレス(とりネット)でご確認ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=102717>

鳥取県

新型インフルエンザに関する鳥取県からのお願い ～イベントの開催、集客施設の運営等に関する留意事項～

7月半ばより、県内でも新型インフルエンザの感染者が毎日のように確認されており、最近では、イベントや集客施設で感染したと思われる事例も相次いで発生しています。今後、夏休み等で人の集まる機会がますます多くなりますので、関係者の皆様にはご注意をお願いします。

1 主催者、管理者の皆様へ

多くの人の集まるイベントを開催される方やそのための場所を提供される方は、新型インフルエンザの感染拡大を防止するため、次のような点に注意してください。

- (1) 体調のすぐれない方、発熱・咳等の症状のある方等は、参加しないよう呼びかけること。
- (2) 参加者に対して、咳エチケットの励行などを呼びかけること。
- (3) 入り口等には、速乾性アルコール消毒剤を設置し、まめに換気を行うこと。
- (4) 運営スタッフに対して、感染予防に関する研修等を実施し、感染予防策を実施させること。
- (5) 感染拡大を防止するため必要があるときは、場合によっては、イベントの中止や施設の休館も検討すること。

2 参加者の皆様へ

多くの人の集まるイベント等に参加される方は、新型インフルエンザの感染拡大を防止するため、次のような点に注意してください。

- (1) 発熱・咳等の症状があり、体調が悪いときは、参加しないこと。
- (2) 咳エチケットの励行等を心がけ、設置されている消毒剤は積極的に利用すること。

鳥取県のホームページ「とりネット」に最新情報を掲載しています。

とりネット「鳥取県の新型インフルエンザ対応」
アドレス：<http://www.pref.tottori.lg.jp/influenza/>

鳥取県

【家族の具合が悪くなつたとき】

かかりつけ医または「総合発熱相談センター」に電話でご相談ください。
その結果、医療機関を受診する際には移動時にはマスクを着用し、
公共交通機関(鉄道・バス、タクシーなど)の使用を避け、自家用車等
で行きましょう。

★ 総合発熱相談センター

名 称	電話番号	フックスミ
東部総合事務所福祉保健局 (鳥取保健所)	0857-22-5100	県庁健康政策課 0857-26-8143
中部総合事務所福祉保健局 (倉吉保健所)	0858-22-7006	(健診障害等のあるかたで希望されるかたはフックスミでの 相談も受け付けます)
西部総合事務所福祉保健局 (米子保健所)	0859-31-5800	

★ 医療機関などの連絡先を記入しておきましょう

名 前	連絡先

★ 体温・体調などを記録しましょう

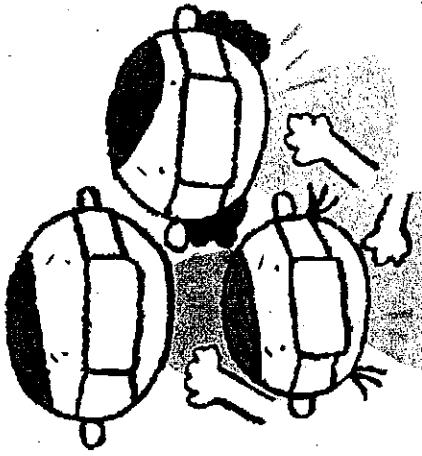
日	日	日	日	日	日
体温					
体調					

鳥取県のホームページリネット「鳥取県の新型インフルエンザ対応」に
最新情報を掲載しています。

アドレス: <http://www.pret.tottori.q.jp/influenza/>

新型インフルエンザ

(A/H1N1)



軽症のかたには自宅療養になります



新型インフルエンザの感染が確認された患者さんで、重症及びその危険性のあるかたは入院していただきますが、症状が軽いかたは適切な治療を行つた上で、自宅で療養していただきます。
自宅療養では、発症した翌日から7日間、かつ熱が37度以上でないまで、7日間は次ページの事項を守つてください。

鳥取県

平成21年7月16日

【患者さんと家族のみなさん気につけていただきたいこと】

自宅療養で大切なことは、患者さんの体調管理をすることと、家族内で感染が拡大しないことです。以下の点がポイントです！

～* 患者さんへ *～

- ① 毎日体温を測りましょう。
 - ② 処方された薬はきちんと服用しましょう。
 - ③ 外出は控え、個室で療養し、家族との接触も少なくしましょう。
 - ④ マスクを着用しましょう。（家にいるときでも、発症した日の翌日から7日間または解熱後2日間はマスクをしましょう。）
 - ⑤ マスクをしていないときに、咳やくしゃみをするときは、「咳エチケット」に心がけましょう。
- 【咳エチケットとは】
* 咳、くしゃみをするときは、人から1メートル以上離れ、顔をそむけます。
* マスクがなければ、ハンカチ・ティッシュなどで口・鼻をおさえる。間に合わなければ袖口で口をおさえ、しぶきが飛ぶのを防ぐ。
* 使用したティッシュはふたつきのゴミ箱かビニール袋に入れて捨て、その後は手をよく洗う。
- ⑥ 手洗い、または手指の消毒を心がけましょう。
 - ⑦ 定期的に部屋の換気をしましょう。

～* 家族のみなさんへ *～

- 患者さんの看護について
- ① 患者さんの体温測定等、体調変化に気を配り、体調不良のときはすぐに受診された医療機関へ相談できるよう連絡先を控えておきましょう。
 - ② 食事や飲み物は消化がよく、栄養のあるものを運びましょう。

家族のみなさんの健康管理のためにに

- ① 家族のみなさんも、毎日、体温を測りましょう。
- ② 看護をする人を決め、その他の人は患者さんの部屋に入らないようにしましょう。
- ③ 看護をするかたもマスクをし、手洗い、うがいを励行しましょう。
- ④ ドアノブ、部屋のスイッチなど、よく触れるところは消毒をしましょう。
- ⑤ 定期的な部屋の換気と、適度な温度を保つことを心がけましょう。
- ⑥ 患者さんが使用した食器や衣類などの洗濯は通常通りでかまいませんが、患者さんとのタオルや食器の共有は避けましょう。

